

個人会員規則

2026年7月14日

第1条(目的)

この規則は、一般社団法人ソーラーシェアリング推進連盟(以下「当連盟」という。)の個人会員に関する種別、申込み、権利、会費、退会その他必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(個人会員の種別)

個人会員は、次の2種とする。

- (1)個人プレミアム会員 ソーラーシェアリングに関心を持ち、当連盟のコンテンツ・イベントを有料で利用する個人
- (2)個人メルマガ会員 当連盟のメールマガジンの配信を無料で受け取る個人

第3条(申込み)

- 1 個人会員になろうとする者は、当連盟所定のウェブフォームその他の方法により申込みを行うものとする。
- 2 個人プレミアム会員への入会は、申込みと会費の納入をもって成立する。
- 3 個人メルマガ会員への入会は、申込みをもって成立する。
- 4 次のいずれかに該当する者は申込みを行うことができない。
 - (1)過去に当連盟から除名処分を受けた者
 - (2)反社会的勢力に属する者

第4条(会員の権利)

- 1 個人プレミアム会員は、次の権利を有する。

- (1)当連盟主催イベントへの優先参加
 - (2)当連盟からの情報・ニュースレターの優先受領
 - (3)ソーラーシェアリングに関する論文、資料等のアーカイブの閲覧
- 2 個人メルマガ会員は、当連盟からのメールマガジンの受領を権利として有する。
 - 3 個人会員は、社員総会における議決権を有しない。

第5条(会費)

- 1 個人会員は、別表に定める会費を支払うものとする。
- 2 個人プレミアム会員の会費は、入会時に1年分を前払いするものとする。
- 3 年度途中の退会・解約の場合であっても、既納の会費は返還しない。
- 4 別表は、理事会の決議により変更することができる。

第6条(有効期間・更新)

- 1 個人プレミアム会員の有効期間は、入会日から1年間とする。
- 2 有効期間の満了日までに更新の申込みおよび会費の納入がない場合は、退会したものとみなす。

第7条(退会)

- 1 個人会員は、当連盟所定の方法により届け出ることにより、任意に退会できる。
- 2 個人プレミアム会員が会費を1年以上滞納した場合は、退会とみなすことができる。

第8条(除名)

- 1 個人会員が次の各号に該当する場合は、理事会の決議により除名することができる。

- (1)当連盟の運営を著しく妨害したとき

(2)当連盟の名誉又は信用を著しく毀損したとき

(3)当連盟の目的に反する行為を行ったとき

2 除名に当たっては、当該会員にあらかじめ通知する。

第9条(コンテンツの利用)

1 当連盟が提供するコンテンツ(論文、資料、動画、画像等)に関する著作権は、当連盟または正当な権利者に帰属する。

2 個人会員は、個人的利用の範囲においてのみコンテンツを利用できる。

3 個人会員は、当連盟の事前の書面による承諾なく、コンテンツを複製・転載・頒布・二次利用することはできない。

第10条(免責)

1 当連盟は、提供するコンテンツ・情報の完全性、正確性または有用性を保証しない。

2 当連盟は、サービスの変更、中断または停止についてあらかじめ会員に通知するよう努めるが、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

3 当連盟は、個人会員がサービスを利用することにより生じた損害について、当連盟の故意または重過失による場合を除き、責任を負わない。

第11条(個人情報の取扱い)

当連盟は、個人会員から取得した個人情報を、当連盟のプライバシーポリシーに従い適切に管理し、本サービスの提供目的以外には使用しない。

第12条(規則の変更)

この規則は、理事会の決議により変更することができる。

第13条(附則)

この規則は、2026年8月1日より施行する。

別表 個人会員の年会費

会員区分	年会費
個人プレミアム会員	5,000円
個人メルマガ会員	無料